

# RCEP署名にみるASEAN経済統合の変貌と今後の課題

Changes and Future Issues of ASEAN Economic Integration in view of the RCEP signing

川 島 哲  
Satoshi Kawashima

## はじめに

東南アジアを含めアジア地域は、世界的に見ても顕著な経済成長を遂げてきたことは衆目の一致するところである。1997年にDrucker (1997) は、投資及び貿易の関係は逆転し、貿易になり替わった投資は、世界経済のエンジンであると指摘した。

経済連携に目を転じればBaldwinは、協定に関しても言及している。それは、関税のみを対象とするいわば浅い協定に対して、奥深く浸透するとともに途上国の改革を余儀なくさせる協定を深い協定と呼んでいる。

Baldwin (2016) は、深い協定の例として、関税、国家資本企業、サービス貿易、知的財産、競争政策などをあげている。

石川 (2020) が指摘するには、「深い」(かっこは原文どおり) 協定は発展途上国の開発の視点からも必要である。工業化を進めるにはグローバルなサプライチェーンへの参加が効果的である。それとともに、サプライチェーンへの参加は、グローバルな事業展開を行う外資を呼び込むことにもなる。そのためには、物品貿易のみならず、サービス貿易、投資の自由化及び保護、資本移動の保証、貿易円滑化、知的財産の保護、熟練労働者の自由な移動、競争的な事業環境及び輸送通信などのインフラの整備が必要不可欠である。

平川 (2018) によれば、先進国企業の直接投資が主導する形で達成された東アジアの成長は地域統合をより深化させることになる。この統合について制度面から2000年をまたぎ2つの段階に大別できる。

第一の段階は、2000年以前の制度化を伴わない事実上 (de fact: 原文のまま) の統合段階である。

第二の段階は、東アジア内の自由貿易協定 (FTA) の数が2000年から2017年の期間に合計13 (WTOに通告されたFTA10+非通告3) になったことで一目瞭然であるが制度化が進む時期である (ADB-ARIC, 2018)。

Anderson and Wincoop (2004) は、広義の貿易費用は、生産費用の約170%にも達しているとしている。

黒岩 (2015) は、経済統合に伴って関税、非関税障壁の削減、インフラ整備などは、これらの貿易費用を引き下げ

るとともに、産業立地及び国際貿易のパターンに多大なる影響を与えるとする。他方、生産面の優位性においては、生産拠点を賃金、地代など要素価格が低廉な地域に移転することにより得られる。集積の経済と比べこれらのメリットが大きい場合には、貿易費用の低下は、要素価格が低廉な国や地域や、地域への産業の分散をもたらすことになる。

経済統合のもうひとつの柱は、資本、労働力など生産要素のより自由な移動にある。投資の自由化は、企業が国境を越え自由に移動することを助長することになる。

後発国へ産業移転を進めるには、貿易費用の低下が不可欠となる。そのために経済統合が有効手段となる。

春日 (2014) によるとASEANが政治協力から域内経済協力に踏み出したのは、1976年の「ASEAN共和宣言」(かっこは原文どおり) がその契機となった。それ以降40年余り経過したが、主に「ASEAN統合」(かっこは原文どおり) が主な目的であることが明示された以降は、産業政策など経済各方面での協力が具体化するとともに強化されているとしている。

ASEAN地域統合を欧州と比較する場合、青木 (2005) によれば、1990年代以降のASEANを代表する動向は第2次地域統合と呼び、1950年代に開始された欧州における第1次地域統合と対比させている。第2次地域統合の特徴として、第1に、発展格差、経済規模の異なる諸国同士の不均質な統合、第2に、構成国が多数になったこと、第3に、南北問題の「内部化」が生じたこと、第4に、地域統合体内部に小さな経済統合 (協力) 体ができる重複性があることなどにふれている。

石川 (2016) が指摘するように、実際の貿易は、輸出国から輸入国への直送だけではない。

第三国を介する仲介貿易が多い。ここにサプライチェーンの重要性が出てくる。

そして、コロナ禍にある中、サプライチェーンの見直しについて、サプライチェーンの変化やそれに伴う課題は何があげられるのか。

本稿ではまず経済統合についてふれたあと、メガFTAとしてのTPP11とRCEPを考察する。

また、新型コロナウイルスの感染により見直しが余儀な

くされたグローバルバリューチェーンについて検討する。

そして、最後に、「自由で開かれたインド太平洋」の中の清水の「ASEAN中心性」について意識しながら、米国の保護主義と2国間FTAによりASEANの今後の課題として何があげられるのか。

本稿では、主に以上の点に焦点をあてて考察していきたい。

## 1. 先行研究

Balassa (1961) によれば、経済統合の形態は、その統合の程度から①自由貿易地域、②関税同盟、③共同市場、④経済同盟、⑤完全なる経済統合などである。

自由貿易地域とは、具体的には加盟国間の関税及び数量制限の撤廃を指す。

関税同盟とは、域内自由貿易、域内共通関税などを指す。

共同市場とは、貿易に加え、資本及び労働生産要素の移動の制限の撤廃などを指す。

経済同盟とは、通貨統合、財政及び課税等の各国の経済政策の調整を指す。

完全なる経済統合とは、超国家的中央機関の設置、単一国家的な共通政策などを指す。

自由貿易地域は、関税同盟と区別される点においては、加盟諸国間の商品移動の自由化は行うが、第三国からの輸入品に対して一律関税は設定されないのである。

したがって、もし全加盟国が統合前に同一関税を保有していたときは、その場合においてのみ、これら2つの形態の経済統合は、世界の厚生に同一の効果を与えたと考えられる。

また、Baldwin and Venables (1995) は、伝統的には、地域統合協定 (Regional Integration Agreement: RIA) は自由貿易協定 (Free Trade Area: FTA)、関税同盟 (Customs Union)、共同市場 (Common Market) 3種類に大別できるとしている。

経済統合のひとつが関税同盟である。

この問題について理論的分析が行われるようになったのは1950年代である。

Viner (1950) は、貿易のフローに及ぼす関税の影響について研究した。

関税同盟によってもたらされる「貿易創出」効果及び「貿易転換」効果を区別した。

前者は、同盟諸国間に新たに貿易が創出されることであり、後者は、貿易がある第三国から一加盟国に転換されることである。それはいずれの場合も同盟内の関税撤廃の結果生じるものである。

Viner (1955) が取り上げた「貿易創造効果 (trade creation effect)」及び「貿易転換効果 (trade diversion effect)」は関税同盟を理解する上で重要な基本概念であった。

渡邊 (2012) がまとめるところによれば、「貿易創造効果」とは、関税が域内諸国間で撤廃されることで、それまでは関税があったために貿易が発生していなかった域内国間での貿易が新たに発生する場合を指す。

他方、「貿易転換効果」とは、関税同盟が形成されたことにより、それまでは域外の世界中で最も効率的な生産国から輸入していたものが、関税が撤廃されたことで価格が低下した域内国へと供給先が転換することにより、世界的にみて最も効率的な生産国からの輸入が域内国からの輸入に代替されることを指す。渡邊 (2012) によれば、以下のようになる。

まず貿易創造効果についてである。

今、A国、B国、C国という3か国がある財をそれぞれの国で生産していると仮定する。

A国では当該財を35ドル、B国では26ドル、C国では20ドルで生産し、輸送費や販売コストはゼロと仮定し、生産コストそのままの価格で販売するとする。

A国では、最も高いコストで生産されているので、当然輸入が発生するが、A国はその財に100%の関税を課している。

最恵国待遇 (MFN=Most Favoured Nation Treatment) では、A国がB国から当該財を輸入したとしても26ドルに100%の関税がかかるので、A国の市場に入ると52ドルで販売されることになる。C国は最も安価で生産できるが、このC国の当該財にも100%の関税が賦課されるので、A国市場での価格は40ドルになり、A国産の当該財より高価となり、輸入はされない可能性が高い。このようにMFNベースでの貿易においては、B国あるいはC国からの輸入は発生しにくいことがわかる。

他方、関税同盟がA国とB国との間に形成された場合はどうなるか。

関税同盟が形成されることで、A国の当該財に課せられていた100%の関税が撤廃される。これにより、B国の当該財は26ドルでA国に輸入される可能となる。それによりA国産の35ドルより安価になるので貿易が発生することになる。C国は最も安価に当該財を供給できるが、100%の関税が賦課されているため、A国内に輸入された際には価格が40ドルとなり、やはり輸入が発生しにくいことがわかる。

このように、関税同盟が形成されたことにより、それ以前には貿易がなかった、より安価な当該財を生産できる域内国からの輸入が新規に発生することを「貿易創造効果」

と呼ぶ。

では貿易転換効果についてみる。

当該財の生産コストは、上記同様で、A国が35ドル、B国が26ドル、C国が20ドルである。

輸送費や国内税、販売コストなどはないものと仮定する。

A国は当該財に50%の関税を賦課していると考えられる。MFN貿易の状態においては、A国は当該財を最も安価に供給しているC国から輸入することになる。50%の関税を支払ったとしても30ドルでA国の市場で売れるため、国産品の35ドルより安価であるからである。

他方、B国の当該財は50%の関税がかかるため39ドルとなる。A国の国内産価格より少々高価であり輸入は発生しにくい。

このような状況において、A国とB国で関税同盟を形成したと仮定する。

A国とB国は相互に関税を撤廃するので、B国の当該財は26ドルに関税がかからないので26ドルでA国市場で売られることになる。A国の国産品は35ドルなので、B国はA国市場で当該財の販売を伸ばすことになる。他方、このA国とB国の関税同盟によりマイナスの影響を受けるのはC国の当該財生産者である。C国はA国と関税同盟を結んでいないため、C国産の当該財は50%の関税賦課の対象となりA国内においては30ドルとなる。

一方、B国のそれは、関税賦課がないため、26ドルでA国市場に入ることになる。

そのため、A国とB国との関税同盟が形成された結果として、C国からA国への当該財の輸出は、B国からA国への輸出にとって代わられることになる。

このように関税同盟の形成によって最も安価な生産国から関税同盟域内の最も安価な生産国に貿易がシフトすることを「貿易転換効果」と呼ぶ。

Viner (1950) は、静的には、加盟諸国の補完性ないし競合性、生産費の差異、同盟の規模、距離の至近性と輸送費、関税障壁の高低などが生産効果を決定する主要な要因と考えた。

Baldwin (2016) によれば、19世紀以降の輸送技術の進歩や関税引き下げにより、財の輸送費用が大幅に低下した。

その結果、(それまで地産地消型であった生産地と消費地の関係が変化し)生産地及び消費地を引き離すことが可能となった。それによって先進国の工業部門の産業集積と発展途上国における産業空洞化が進んだことにより、南北間の格差が拡大した。これを第1次アンバンドリングと呼んでいる。

しかし、1980年代半ばから情報革命により生産工程の分割及び分離が可能となった。

それにより、主に賃金格差を要因とする生産工程の発展途上国での移転が進むこととなった。これを第2次アンバンドリングと呼ぶ。

ここで地域経済統合について、岸本寿生研究室HPから

#### 地域統合の経済的効果影響 地域経済統合の効果

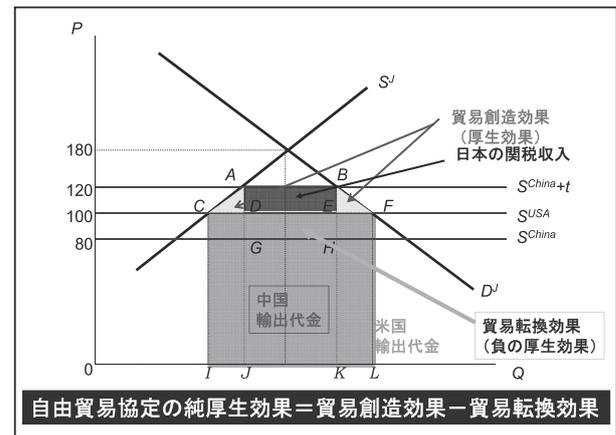
		統合参加国	域外国
静態的効果	貿易創造効果	+	+ (間接的)
	貿易転換効果	-	-
	交易条件効果	+	-
動態的効果	市場拡大効果	+	+ (間接的)
	競争促進効果	+	+ (間接的)

(出所：岸本寿生HP「地域統合の理論」から)

#### 自由貿易協定の静態分析

(岸本寿生HP「地域統合の理論」から)

[http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade\\_Doc\\_index.html](http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade_Doc_index.html) 2021年3月29日最終アクセス



#### FTAが多角的自由化を推進する主な理由

(資料) 経済産業省

①交渉主体の減少 (Summers,1991; Krugman,1993)	国の単位で多角的自由化交渉を行うより、地域統合締結後に地域単位同士で交渉を行った方が、交渉が進みやすい。
②小国の交渉力の増大 (Lawrence, 1996)	規模の小さい国が地域統合を締結することにより、大国に対する自由化推進の交渉力を高める。(米国に対するMERCOSURの例)。
③国内産業調整の進展 (Wei and Frankel, 1995)	FTAの締結が国内構造調整を進展させる結果、衰退産業の規模が縮小し、長期的には多角的貿易自由化に向けた政治的反発が弱くなる。
④国内改革推進による途上国のマルチ交渉への参加 (Ethier, 1998)	多角的貿易自由化に消極的な途上国と先進国がFTAを結ぶことにより、途上国への直接投資流入や国内改革・自由化が進み、途上国が交渉を推進する誘因が高まる。

(参考文献)

岸本寿生HP「地域統合の理論」[http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade\\_Doc\\_index.html](http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade_Doc_index.html) 2021年3月29日最終アクセス

石川幸一、馬田啓一、渡邊頼純(2016)『メガFTAと世界経済秩序』勁草書房

『通商白書』各年版、『不正貿易白書』各年版 外務省、経産省、農水省、JETRO、各RTA事務局ホームページ

## FTAが多角的自由化を阻害する主な理由

(岸本寿生HP「地域統合の理論」から)(資料)経済産業省

①価格支配力の増大 (Kennan and Riezman,1990 ; Krugman, 1991a)	域外に貿易障壁を残して域内貿易を自由化した場合、域内で生産される財の価格支配力が増大し、域外に対する輸出価格の上昇・輸入価格の下落を通じて(域外国の犠牲の下に)域内に追加的な利益をもたらすため(交易条件効果)、域外に対する自由化の抵抗となる。
②国内産業の保護 (Grossman and Helpman, 1995; Krishna, 1998)	一部の国にのみ自由化を行うFTAは、自由化の利益を享受しつつ国内輸入産業への競争圧力がある程度押さえることができるため、(域外国の犠牲の下に)多角的貿易自由化以上の利益を享受できる可能性がある。

(参考文献)

岸本寿生HP「地域統合の理論」[http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade\\_Doc\\_index.html](http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade_Doc_index.html) 2021年3月29日最終アクセス

石川幸一、馬田啓一、渡邊純純(2016)『メガFTAと世界経済秩序』勁草書房

『通商白書』各年版、『不正貿易白書』各年版 外務省、経産省、農水省、JETRO、各RTA事務局ホームページ

まとめてみる。

では、ASEANの経済統合に関してはどうか。

清水(2019)は、ASEANの経済統合の変遷についてまとめている。

東アジアでは、ASEANが域内経済協力・経済統合の先駆けであった。1967年に設立されたASEANは、当初の政治協力に加え、1976年の第1回首脳会議と「ASEAN協和宣言」より域内経済協力を開始した。1976年からの域内経済協力は、外資に対する制限の上に企図された「集团的輸入代替重化学工業化戦略」によるものであったが挫折に終わり、1987年の第3回首脳会議を転換点として、1985年9月のプラザ合意を契機とする世界経済の構造変化を基に、清水が呼ぶところの「集团的な外資依存輸出指向型工業化戦略」へと転換した。1991年から生じたASEANを取り巻く政治経済構造の歴史的諸変化の下で、更に域内経済協力の深化と拡大が進められ、1992年からはASEAN自由貿易地域(AFTA)が推進されてきた。そして冷戦構造の変化を契機に、ベトナム、ラオス、ミャンマー、カンボジアがASEANに加盟した。その後1997年のアジア経済危機以降の構造変化の下で、ASEANにとっては、更に協力・統合の深化が目標とされた。2003年10月の第9回首脳会議における「第2ASEAN協和宣言」は、ASEAN経済共同体(AEC)の実現を打ち出した。AECは、2020年までに物品(財)・サービス・投資・熟練労働力の自由な移動に特徴付けられる単一市場・生産基地を構築する構想であった。

## 2. GATT24条

本章では、経済統合についてGATT24条を参考にして本章では簡単にまとめる。

渡邊(2016)は、FTAや関税同盟はメリットだけでなくデメリットもあるとしている。

FTAや関税同盟は、グローバルな資源配分という観点から、貿易創造効果というポジティブな面もあるが、貿易転換効果というネガティブな面もあるという点をあげている。

そして渡邊は続けて、戦後の通商体制においては、最恵国待遇原則(principle of most-favoured nation treatment: MFN原則と略)にのっとり、「自由・無差別・多角的貿易」をベストとして、域外に差別的な効果を有する関税同盟や自由貿易地域などの特恵的貿易取り決めはセカンドベストとした。「比較優位の原則」の国際分業理論によれば、本来は、特定の地域や2国間の地域経済統合は貿易の自由化には相当しない。地域経済統合は、不可避免的に第三国を「アウトサイダー」(かっこは原文どおり)としてしまうことになるからにはほかならないとしている。

こうして、地域経済統合は、GATT(General Agreement on Tariffs and Trade: 貿易と関税に関する一般協定)の下、一定条件の下で許容されるMFN原則の「例外」(かっこは原文どおり)と規定された。

それがGATT第24条である。

渡邊(2013/2014)がまとめているところによれば、GATT第24条で地域経済統合に関する条文は4項から12項までである。

### ① 第24条4項

まず4項の第一文では、「締約国は、任意の協定により、その協定の当事国間の経済の一層密接な統合を進展させて貿易の自由化を増大することが望ましいことを認める」としている。

### ② 第24条5項

5項はGATT条文にいうところの地域経済統合が関税同盟、自由貿易地域、そしてそれぞれに至る中間協定(interim agreement)の三形態を指しており、それぞれがどのような条件のもとに形成されるべきか明確に規定している。

### ③ 第24条6項

関税同盟を形成する際、その構成国は対外共通関税を設定することになるが、一部の品目においては関税が関税同盟形成前の水準より高くなる状況も生じうる。そのような時には、「関税譲許の修正のための再交渉」を定めたGATT第28条の手続きを適用し、関税同盟を構成する側が「補償的調整(compensatory adjustment)」を提供することを規定するのがこの6項である。

## ④ 第24条7項

7項は関税同盟や自由貿易地域を形成しようとしたり、これに参加しようとするGATT締約国はその旨を締約国団に遅滞なく通告し、締約国団が適当と認める報告や勧告ができるよう関税同盟や自由貿易地域の設立に関する情報を提供しなければならないと規定している。この項は透明性確保を促す規定といえる。

## ⑤ 第24条8項

この8項は関税同盟および自由貿易地域のGATT上の定義を提供するものである。

つまり、関税同盟は、関税その他の制限的通商規則を同盟の構成地域間の「実質上すべて貿易 (substantially all the trade)」について廃止し、同盟の各構成国が「実質的に同一の (substantially the same)」関税その他の通商規則をその同盟に含まれない地域の貿易に適用する。(第24条8項(a)) こうして、関税同盟においては対域外共通関税が必須の条件となり単一の対外通商政策を持つことが求められることになる。

これに対し、自由貿易地域は単に、関税その他の制限的通商規則が構成地域間における「実質上すべての貿易」について廃止されている二以上の関税地域の集団をいう、と規定されるに留まっている。(第24条8項(b)) このように自由貿易地域の場合は、関税同盟の場合と異なり、通商政策を対外的に共通化することは求められていない。

### 3. メガFTA (TPP11, RCEP)

本章においては、メガFTAであるTPP11とRCEPを取り上げてみる。

#### <TPP11>

TPP11の正式名称は、「包括的及び先進的な環日本海パートナーシップ協定 (Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership: CPTPP)」(以下: TPP11 と略す) である。

TPPは、2006年に発効したP4 (ブルネイ、チリ、ニュージーランド、シンガポールが参加) を拡大させたものでメガFTAである。

2010年3月、米、豪、ペルー、ベトナムが加わり、8か国で開始された。

その後、日本、カナダ、メキシコ、マレーシアが参加して12か国となり、2015年には大筋合意した。

しかし、TPP離脱を主張したトランプ (Donald, J. Trump) が、2016年10月の米国大統領選挙で勝利し2017年1月に大統領に就任すると同1月23日に大統領覚書に署名し、TPP離脱を表明した。

TPPの発効の要件には、署名から2年以内に全署名国が承認すること、若しくは、2年以内に2013年時点におけるTPP全署名国の名目GDP合計の約85%を超える6か国が承認することとなっている。

米国のみでGDPの約60%を占めているため、米国の離脱でTPP発効という芽はついでた。

米国を除く11か国が2017年3月チリにおいて閣僚会合を開催し、TPPの意義を再確認するとともに、米国抜きでTPP11の実現を目指すため同5月から交渉が開始された。

2017年11月の閣僚会合で大筋合意に至り、2018年3月にチリで署名式を開催し、同12月に発効している。

TPP11は、一部項目が凍結されたものの、それ以外のTPPの規定は存続されており、21世紀型貿易協定といわれるTPPの特徴は維持されている。

石川 (2020) によれば、TPP11の特徴は、第1に、極めて高い自由化レベルの実現、第2に、新たなルールを含むレベルの高いルールの規定、第3に、中国をけん制するルールが含まれている、第4に、「聖域」と呼ばれるような極めて重要な分野において改革に踏み切る国があった。以上4点である。

22の凍結項目 (以下参照) はルール関連であり、関税撤廃など市場アクセス面においては、TPPの規定と約束は維持されている (以下参照)。

#### 【TPP11の凍結項目】

- ① 少額急送貨物 (第5章 税関当局及び貿易円滑化)
- ② ISDS (第9章 投資)
- ③ 急送便附属書 (第10章 国境を超えるサービス)
- ④ 金融サービス最低基準待遇協定 (第11章 金融サービス)
- ⑤ 電気通信紛争解決 (第13章 電気通信)
- ⑥ 政府調達 (参加条件) (第15章 政府調達)
- ⑦ 政府調達 (追加的交渉) (第15章 政府調達)
- ⑧ 知的財産の内国民待遇 (第18章 知的財産)
- ⑨ 特許対象条項 (同)
- ⑩ 審査遅延に基づく特許期間延長 (同)
- ⑪ 医薬承認審査に基づく特許期間延長 (同)
- ⑫ 一般医薬品データ保護 (同)
- ⑬ 生物製剤データ保護 (同)
- ⑭ 著作権等の保護期間 (同)
- ⑮ 技術的保護手段 (同)
- ⑯ 権利管理情報 (同)
- ⑰ 衛星・ケーブル信号の保護 (同)
- ⑱ インターネット・サービス・プロバイダ (同)
- ⑲ 保存及び貿易 (第20章 環境)
- ⑳ 医薬品・医療機器に関する透明性 (第26章 透明性及

び腐敗行為の防止) (2018年1月合意)

②1 国有企業附属書Ⅳ (マレーシア) (第17章 国有企業)

②2 サービス・投資に関する適合しない措置附属書Ⅱ (ブルネイ) 石炭産業

(出所: 内閣官房 TPP 等政府対策本部「TPP11協定の合意内容について」2017年11月11日)

[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/171111\\_tpp\\_danang\\_gaiyo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf)

2021年3月29日最終アクセス

### 【TPP11において維持される主なルール】

原産地規則: 完全累積制度

繊維・繊維製品: 原産地規則 (3 工程基準)

税関当局及び貿易円滑化: 迅速通関, 急送貨物

投資: ISDS (インフラ, 資源開発を除く), 広範な特定措置の履行要求禁止, 地方政府の措置に関する国家級協議メカニズム

電子商取引: 情報の電子的手段による国境を越える移転, コンピューター関連設備の設置要求などの禁止, ソースコードなどの移転要求禁止

国有企業: 商業的考慮に従った行動と無差別待遇, 非商業的援助により他の締約国の利益に悪影響を及ぼしてはならない

知的財産: 商標関係の国際的協定の締結義務, 地理的表示の保護, 営業秘密の不正取得に対する刑事罰の導入, 故意による商業的規模の著作物の違法な複製等の非親告罪化

労働: 労働における原則と基本的権利 (ILO宣言) を自国の法律などで採用・維持

(出所: 石川幸一 (2020)「東アジアの経済統合の展開と課題」『問題と研究』2020年10.11.12月号 (第49巻第4号), 国立政治大学国際関係研究センター, 1~28ページ。)

「環日本海パートナーシップ協定 (TPP協定) の概要」内閣官房 TPP 政府対策本部, 2015年10月5日,

[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151005\\_tpp\\_gaiyou\\_koushin.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf)

2021年3月29日最終アクセス

### <RCEP>

地域的な包括的経済連携協定 (Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement: RCEP) は, ASEAN+5 (日中韓, 豪, ニュージーランド) によるアジアのメガFTAである。

今後, インドの加盟が望まれている。

5つの ASEAN+1FTAを統合する形のFTAとも言い換えられる。

助川 (2016) によれば, 2000年代前半, 東アジアでは,

ASEANをハブとする日中韓印豪・ニュージーランドによる5つの ASEAN+1FTAが本格化した。

それとともに中韓が主導する ASEAN+3による東アジア自由貿易地域 (EAFTA) 構想, 日本が主導する東アジア包括的経済連携 (CEPEA) 構想が登場した。相互で網引きをしたが, そこに2011年に TPP に日本, カナダ, メキシコ等が参加表明をした。

この時 ASEAN は, 主導権が ASEAN から移行することに危機感を覚えた。

以降, ASEAN が打ち出したのが RCEP である。

2012年に合意された「RCEPの交渉の基本方針と目的」においては, ASEANの中心性, 参加国間の経済統合, 衡平な経済発展, 経済協力強化を支援するとともに, 貢献するとしている。

交渉は8つの原則を有している。

石川 (2020) がまとめるところでは, 第1に, GATT24条及びGATS5条を含むWTO整合性, 第2に, 既存の ASEAN+1FTAをより改善したもの, 第3に, 貿易投資の円滑化及びサプライチェーンへの参加国の関与, 第4に, ASEAN後発加盟国に対する特別待遇, 第5に, 参加国間のFTAは可能とする, 第6に, ASEANのFTAパートナーズの参加が可能, 第7に, 技術協力及び能力開発, 第8に, 包括的であり, バランスがとれた成果のための他の分野との並行的交渉となっている。

RCEPの意義は, 第1に, アジアの主要国が参加する広域かつ包括的のメガFTAである。世界の人口の47%を占め, 名目GDPも同じく32.3%, 貿易は同じく29.4%を占める世界最大の経済統合である。

第2に, RCEPによってアジアの主要国の間のFTAネットワークが完成する。

2020年11月15日, 第4回RCEP首脳会議の機会に署名された。

日本は, 現在 (2021年3月29日現在), 閣議決定を終了し今国会での批准を目指している。

ASEAN諸国のうち6か国, 非ASEAN諸国のうち3か国の批准が発効の要件となっている。

これにより, 無税品目の割合は上昇し, 日本と中国の間では, 従来の8%から86%へ, 日本と韓国の間においては, 従来の19%から92%へと上がることになる。

日本, 中国, 韓国間における初めてのFTAであり, 今後さらに注目されてくる。

では, RCEPの対象分野をここに掲げたい。

従来の2国間FTAと比較すると電子商取引が加わった形となっている。

## 【RCEPの対象分野】

- ① 物品貿易
- ② 原産地規則
- ③ 税関手続き・貿易円滑化
- ④ 衛生植物検疫 (SPS)
- ⑤ 任意規格・強制規格・適合性評価手続き (STRACAP)
- ⑥ 貿易救済
- ⑦ サービス貿易
- ⑧ 金融サービス
- ⑨ 電気通信サービス
- ⑩ 自由職業サービス
- ⑪ 人の移動
- ⑫ 投資
- ⑬ 競争
- ⑭ 知的財産
- ⑮ 電子商取引
- ⑯ 中小企業
- ⑰ 経済技術協力
- ⑱ 紛争解決
- ⑳ 制度的条項

(出所：外務省「東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) 交渉の首脳による共同声明」)

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000307670.pdf>

2020年3月29日最終アクセス

## 4. グローバル・バリューチェーン (GVC)

本章においては、グローバル・バリューチェーン (GVC) を取り上げる。

石川 (2016) が指摘するように、実際の貿易は、直送のみならず、第三国を介する仲介貿易が多い。仲介貿易には2種類ある。ひとつが、貨物を輸送する物流と貿易書類を送る商流とも第三国経由である「物流・商流とも第三国経由」(かっこは原文どおり)であり、もうひとつが「物流は直送、商流は第三国経由」(かっこは原文どおり)がある。

グローバル化とともに生産工程を国際的に分業化する潮流がなされてきた。

コロナ禍においては、このGVCの見直しが議論されている。

これは経済統合を考える上で重要なポイントであると考えたからにはほかならない。

伊藤 (2020) は、財の生産工程は、細分化され国際的な生産ネットワークの中で完成品となって世界各国の消費者に届けられていると指摘する。

細分化された各工程は効率的に生産できる国に配置されている。

それに加え、最終的に賃金の安い国で組み立てられ輸出されている。このような工程間国際分業の構造や分業を通じた価値の連鎖をグローバル・バリューチェーン (GVC) と呼んでいる。GVCは、理論及び実証両面により分析されてきた。

猪俣 (2019) によれば、GVC研究とは、国際分業の構造と、生産活動が生み出した付加価値の分配メカニズムとの関係性を考察した研究としている。

OECD (2013) は、GVCを「企画構想から最終消費に至るまで、企業がその製品を市場に投入するために国内外で行うすべての活動」と定義している。

国際貿易理論の中のGVCの先行研究についてその系譜をみてみる。

**命題1**：完全競争市場のもと、生産活動は規模に対して収穫不変である。

これは、Krugman (1979) における分析とKrugman, P. R. (1980), Helpmen (1975), Helpmen, E. and P. Krugman (1985) の中で、不完全競争下における貿易の分析フレームとして理論的に一般化された。

**命題2**：産業は均質な生産者によって構成されている。

この第二の波は、Bernard, A.B. and J.B. Jensen (1995) は、企業レベルのマイクロデータを使用し、同一産業の中でも輸出企業と非輸出企業の間には、有意な生産性の相違があることを明らかにした。

**命題3**：各国は、最終製品についてのみ貿易を行い、また、それらの製品は輸出国の生産要素だけを用いて生産される。

この第三の波は、伝統的貿易論の変革に向けたものであり、世界の至る場所へ押し寄せている。GVC研究がその中心となっている。

初期段階では、Jones, R. and H. Kierzkowski. (1990) により、生産工程の細分化及び地理的分散 (フラグメンテーション) が検討された。

その後、中間投入財の貿易に関して実証研究として、Feenstra, R.C. and G.H. Hanson (1996) などがあげられる。

そして、アンバンドリングを提唱したBaldwin (2006) や業務の貿易を提唱したGrossman, G.M. and E. Rossi-Hansberg (2008) などがGVC研究の中核をなしてきた。

東アジアにおける国際生産分業を促進する3つの要件があげられる。

第1に、比較優位性である。東アジアにおいては、欧州のような生産要素賦存や発展段階の似た者同士のグループではなく、日本、韓国のような先進経済と、中国のような

移行経済があり、インドネシアのような資源国があり、シンガポールのようなサービス産業立国がある。また、各国の経済発展レベルも異なり、経済構造も多様である。

第2に、製造拠点を連結する諸機能へのアクセシビリティである。

東アジア地域における生産システムの特徴は、その国際分業がこれら製造支援サービスの分野にまで及んでいる。例えば、シンガポールと香港は、その理想的な立地ゆえ、交易の中継地点として域内サプライチェーンのコアを担っている。高度に整備された輸送インフラや物流管理能力、それに加え、英語と中国語を主要言語としていることなど他の国にはない強力な優位性がある。

第3に、スケールメリットを十分生かせる市場の存在である。

中国は2010年に名目GDPで世界第2位となった。この潜在的市場規模はもちろん大きい。しかし、持続的な購買力を左右する中間層はまだ萌芽期である。東アジアを需要面で支えたのは、米国市場である。アジアの経済成長は米国経済と不可分の関係にある。

このように分業のスケールメリットをそのまま飲み込む米国という巨大市場がある。

Gereffi (2005) の分析では、以下の5種類を類型化した。

- ① 市場型：もし、取引対象の製品が特殊な設備や生産技術を一切必要としない一般商品である場合、クライアントとサプライヤーともに契約相手の選択肢が無数に存在し、市場を介してほぼ対等な取引関係を結べる。
- ② モジュール型：モジュールという用語は、様々な分野において、微妙なニュアンスで使用されている。ある製品を機能ごとに区分けした部品集合体を指す。組み合わせ次第で多様な製品を作ることができる。また、組み合わせによって特殊な製品仕様にも対応できる。したがってサプライヤーは当該取引に特化した設備投資が不要となる。また、作業手順の情報化も容易である。
- したがって、取引費用が低く、取引先の変更も容易になる。
- ③ 相互依存型：設備資産の特定性が大きな意味を有する。それゆえ、サプライヤーは特定なクライアント中心の取引となる。クライアント側も特殊な供給能力を他へ求めるのは困難であるか高いコストがかかり、当該取引に閉じ込められる。結果的に当事者は独占的か相互依存の関係となる。
- ④ 従属型：これは当事者間で圧倒的な力の差が存在する場合を前提とする。

世界的ブランド企業とその下請け企業という関係である。

- ⑤ 垂直統合型：これは一般的に、多国籍企業における本社

と海外子会社の関係である。

## おわりに

RCEPが昨年（2020年）11月署名された。

このRCEPは、日本では今国会での承認が望まれている（2021年3月29日現在）。

参加各国も2021年中に承認を目指し、早期のRCEPの発効が今後の課題である。

助川（2016）も指摘するように、ASEAN憲章にも記述されているが、予定通り進める国は先へ進むとともに、準備が整備されていない国については、整備された時点で参加を容認するという「ASEAN-X」（かっこは原文どおり）方式を採用して、RCEPを進めていくべきである。特にインドの参加が注視すべき点である。

ASEAN10か国+5か国（豪、ニュージーランド、日、中、韓）の15か国でのスタートである。

インドの扱いで最後までもめたが、ASEANの中心性という概念を見直すことになった。

「自由で開かれたインド太平洋」の中で「ASEAN中心性」とは、何だろうか。

清水（2020）によれば、ASEANがイニシアティブを持つという意味である。

では、その中心性を持つようなASEANの背景にはいかなるものがあるのか。

ASEANでは、経済統合の政策的特徴が広域の経済統合枠組みを求めている。しかし、この広域の経済統合枠組みへ埋没する危険が常に自らの経済統合の深化及び広域枠組みにおけるイニシアティブの獲得を求める。ASEANにおいては、この論理が働いている。1987年からのASEANの域内経済協力においては、発展のための資本の確保や市場の確保が不可欠であった。それとともに、域内協力及び統合のために、域外からの資金確保も重要であった。すなわち、集団的外資依存輸出志向型工業化の側面があった。

また、協力枠組みの広域な制度化は、常に自らの存在を脅かす。

米国は大統領が代わり、保護貿易からの改善が望まれている。

アジアの経済統合は、各国間の貿易及び投資の拡大をもたらし、アジアの経済成長のけん引役を果たしてきた。

米の保護主義と2国間FTAが拡大する中、アジアの経済統合特にTPP11とRCEPをとりあげて考察してきた。

これらのメガFTAは多国間の協力により自由貿易と国際通商ルールの遵守という面でますます重要性が増してくるにちがいない。

ASEANシングルウィンドウ（ASW）やワンストップ

サービスについては、既に拙稿でも過去に取り上げているが、これらとも合わせ今後の改善が望まれる。

ASWについては、電子フォームDに関してラオスが2020年8月28日付商工省告示で正式導入（公式には2020

年1月時点で10カ国導入完了）。その他の文書，例えばASEAN税関申告書類（ACDD），植物検疫書等の電子交換の時期は延期となっている。

今後も注視していかなければならない。

## 参考文献（ABC順）

- ・ ADB-ARIC (2018), Free Trade Agreements, Predifined tables of FTA Trends, Table 4. Bilateral FTAs by Geographic Area , WTO Notification and States, 2000 and 2017, ADB Asia Regional Integration Center. (<https://aric.adb.org/database/fta>)
- ・ Anderson, E.J. and E. van Wincoop (2004) "Trade Costs" , *Journal of Economic Literature*, Vol.42, No.3 PP.691-751.
- ・ ASEAN Secretariat (2011), *Master Plan on ASEAN Connectivity (MPAC)*, Jakarta.
- ・ ASEAN事務局 (2020) [https://asean.org/storage/2012/05/6B-ASEAN-Framework-on-Digital-Data-Governance\\_Endorsed.pdf](https://asean.org/storage/2012/05/6B-ASEAN-Framework-on-Digital-Data-Governance_Endorsed.pdf) 2021年3月29日最終アクセス
- ・ Baldwin, Richard and Venables, Anthony (1995) "Regional economic integration" *Handbook of International Economics*, Vol.3, Elsevier 1597-1644).
- ・ Baldwin, Richard (2006) *Globalization: The Great Unbundling (s)*, Helsinki: Economic Council of Finland.
- ・ Baldwin Richard E.and S.J. Everett (2012) "Value Creation and Trade in 21st Century Manufacturing : What Policies for UK Manufacturing?" D. Greenaway ed. *The UK in a Global World : How Can the UK Focus on Steps in Global Value Chains that Really Add Value?*, BIS, CEPR, and ESRC, 14 June.
- ・ Baldwin, Richard (2014), "Multilateralising 21st Century Regionalism", Paris, OECD Conference Centre.
- ・ Baldwin, Richard (2016) *The Great Convergence Information Technology and the New Globalization*, London, The Belknap Press of Harvard University Press. PP.103-105. (邦訳：リチャード・ボールドウィン (2018) 『世界経済 大いなる収斂 ITがもたらす新次元のグローバルライゼーション』日本経済新聞出版社)
- ・ Bela Balassa (1961), *The Theory of Economic Integration*, Richard D.Irwin, Bバラッサ (中島正信訳) (1963) 『経済統合の理論』ダイヤモンド社。
- ・ Bernard, A.B. and J.B. Jensen. (1995) "Exporters, Jobs, and Wages in U.S. Manufacturing,1976-1987". *Brookings Papers on Economic Activity, Microeconomics* Vol.1995 : PP67-119, Brookings Institution Press.
- ・ Drucker, Peter F. (1997), "The Global Economy and The Nation State" , *Foreign Affairs*, Sep.-Oct.76 (5) PP.159-171.
- ・ Feenstra,R.C. and G.H. Hanson. (1996) "Globalization, Outsourcing, and Wage inequality" *American Economic Review*86 (2) : PP.240-245
- ・ Gereffi (2005), G.,J.Humphrey and T.Sturgeon "The Governance of Global Value Chains" *Review of International Political Economy* 12 (1) : PP.78-104.
- ・ Grossman, G.M. and E. Rossi-Hansberg (2008) "Trading Tasks: A Simple Theory of Offshoring" *American Economic Review* 98 (5) : PP.1978-1997.
- ・ Helpmen, E. and P.Krugman. (1985) *Market Structure and Foreign Trade*, MIT Press.
- ・ Jones, R.and H.Kierzkowski (1990) "The Role of Services in Production and International Trade: A Theoretical Framework". in Jones, R. and A. Krueger eds.,*The Political Economy of International Trade*, Basil Blackwell, Oxford: PP.31-48.
- ・ Krugman,P.R. (1979). "Increasing Returns, Monopolitic Competition, and International Trade" *Journal of International Economics* 9 (4), PP469-479.
- ・ Krugman,P.R. (1980) "Scale Economies, Product Differentiation, and the Pattern of Trade", *The American Economic Review* 70 (5) : PP950-959.
- ・ OECD (2013) "*Interconnected Economies : Benefiting from Global Value Chains*" Organisation for Economic Co-operation and Development, Paris.
- ・ Pascal Lamy (2018) "The global setting for Asian economic integration" ,SHIRO ARMSTRONG and TOM WESTLAND *Asian Economic Integration in an Era of Global Uncertainty*, ANU Press,pp.63-80.
- ・ Somkiat Tangkitvanich and Saowaruj Rattanakhomfu (2018) " The ASEAN Economic Community and the East Asian agenda", SHIRO ARMSTRONG and TOM WESTLAND *Asian Economic Integration in an Era of Global Uncertainty*, ANU Press, PP.185-216.
- ・ Viner, Jacob (1950) *The Customs Union Issue* (New York: Carnegie Endowment for International Peace) 44,46,51
- ・ Viner, Jacob (1955), "The Customs Union Issues", New York, 1950; J.E.Meade, *The Theory of Customs Union*
- ・ 青木健 (2005) 『変貌する太平洋成長のトライアングル』日本評論社
- ・ 外務省「東アジア地域包括的経済連携（RCEP）交渉の首脳による共同声明」  
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000307670.pdf> 2020年3月29日最終アクセス

- ・ 平川均 (2018) 「東アジア経済統合の新たな展望」『アジア研究』 Vol.64, No.4, アジア政経学会, 80~97ページ。
- ・ 猪俣哲史 (2019) 『グローバル・バリューチェーン——新・南北問題へのまなざし——』日本経済新聞出版社。
- ・ 石川幸一 (2016) 「日本企業のサプライチェーンとFTA—ASEANを事例として—」石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純『メガFTAと世界経済秩序—ポストTPPの課題—』勁草書房, 195~211ページ。
- ・ 石川幸一 (2018) 「東アジアの経済統合：展開と課題」『アジア研究』 Vol.64, No.4, アジア政経学会, 62~79ページ。
- ・ 石川幸一 (2020) 「東アジアの経済統合の展開と課題」『問題と研究』2020年10.11.12月号 (第49巻第4号), 国立政治大学国際関係研究センター, 1~28ページ。
- ・ 伊藤恵子 (2020) 「資料紹介 猪俣哲史著 (2019) 『グローバル・バリューチェーン—新・南北問題へのまなざし—』日本経済新聞出版社, 269 ページ」『アジア経済』61巻2号, 94ページ。
- ・ 岩垂好彦 (2020) 「アセアン諸国のコロナ後の産業政策とデジタル化の展望」国際機関日本アセアンセンターWebinar 2020年10月27日) [https://www.ASEAN.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/1027\\_Mr.Iwadare.pdf](https://www.ASEAN.or.jp/ja/wp-content/uploads/sites/2/1027_Mr.Iwadare.pdf)  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ JETRO (2019) 「ビジネス短信」2019年05月28日 <https://www.jetro.go.jp/biznews/2019/05/e437724d68ff5790.html>,  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ JETRO (2020) 「ビジネス短信」2020年4月16日, <https://www.jetro.go.jp/biznews/2020/04/21c651821ee55947.html>  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ 春日尚雄 (2014) 『ASEANシフトが進み日系企業—統合一体化するメコン地域—』文眞堂
- ・ 蒲田亮平 (2020) 「ASEAN経済共同体の現状およびコロナを受けた日ASEAN関係について」2020-9-14 ASEAN研究会配布資料から)
- ・ 岸本寿生研究室 HP 「現代の貿易Ⅱ 経済統合」  
[http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/trade\\_pp/2012pp06.pdf](http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/trade_pp/2012pp06.pdf)  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ 岸本寿生研究室 HP 「地域統合の理論」  
[http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade\\_Doc\\_index.html](http://www.kishimoto-office.com/lecture/Trade/data/Trade_Doc_index.html)  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ 黒岩郁雄 (2015) 「経済統合」ジェトロ・アジア経済研究所, 黒岩郁雄・高橋和志・山形辰史『テキストブック開発経済学 (第3版)』有斐閣, 232ページ。
- ・ 内閣官房 TPP等政府対策本部 「TPP11協定の合意内容について」2017年11月11日  
[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/171111\\_tpp\\_danang\\_gaiyo.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/kyotei/tpp11/pdf/171111_tpp_danang_gaiyo.pdf)  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ 内閣官房 TPP政府対策本部 「環日本海パートナーシップ協定 (TPP 協定) の概要」2015年10月5日。  
[https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151005\\_tpp\\_gaiyou\\_koushin.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/tpp/tppinfo/2015/pdf/151005_tpp_gaiyou_koushin.pdf)  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ 清水一史 (2019) 「ASEAN 経済統合と自動車産業—AEC の深化と FTA 環境の変化の中で—」『経済学論纂』第60巻第1号, 中央大学, 2019年, 57~77ページ。
- ・ 清水一史 (2020) 「東アジア経済統合における ASEAN 中心性」『世界経済評論インパクト』No.1638 2020年2月24日。  
<http://www.world-economic-review.jp/impact/article1638.html>  
2021年3月29日最終アクセス
- ・ 篠田邦彦 (2020) 「ポスト・パンデミックのインド太平洋の国際秩序の安定と国際協力の推進に向けて」ITI国際貿易投資研究会研究会資料, 2020年12月2日
- ・ 助川成也 (2016) 「RCEPの意義と課題」, 石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純『メガFTAと世界経済秩序 - ポスト TPP の課題 - 』勁草書房, 63~86ページ。
- ・ 渡邊頼純 (2012) 「東アジア経済統合と制度的枠組み」黒岩郁雄編『東アジア統合とその理論的背景』調査報告書, 日本貿易振興機構アジア経済研究所
- ・ 渡邊 頼純 (2013/2014) 「制度的経済統合の法的枠組み」『アジア研ワールド・トレンド』No.219巻, 47~51ページ。
- ・ 渡邊頼純 (2016) 「日EU・FTAの意義 - 普遍的価値を共有する自由貿易地域の構築 - 」石川幸一・馬田啓一・渡邊頼純『メガFTAと世界経済秩序 - ポスト TPP の課題 - 』勁草書房, 35ページ。